

## 新“注册资本登记制度”的介绍和解读

国务院于 2014 年 02 月 07 日批准了《[注册资本登记制度改革方案](#)》，该方案通过改革注册资本登记制度、企业年检制度等，进一步放松对市场主体的准入管制，转变对市场主体的监督管理方式。本文中，律师结合相关法律法规和实务经验，对该方案作简要介绍和解读。

2005 年修订的《公司法》及与其配套的商事登记制度逐渐暴露出了准入成本过高、政府干预过多、企业信息不透明等弊端。2012 年底以来，广东省的东莞、深圳、珠海、中国（上海）自由贸易试验区先后“试水”工商登记制度改革，2013 年 12 月 28 日修订的《公司法》更是在国家立法层面确立了注册资本认缴登记制等改革措施。

基于上述背景，2014 年 02 月 07 日，国务院发布《[国务院关于印发注册资本登记制度改革方案的通知](#)》（国发〔2014〕7 号），正式批准在全国范围内实施注册资本登记制度改革方案（以下简称“该方案”），并进一步细化、明确了各项改革措施。

下文中，律师对该方案中企业比较关注的改革措施，作简要介绍和解读。

### 1. 实行注册资本认缴登记制、放宽注册资本登记条件

具体内容包括：

- 注册资本由实缴登记制改为认缴登记制。律师概括为“自愿认缴+政府登记+社会公示”：
  - 公司股东（发起人）应**自主约定**其认缴出资额、出资方式、出资期限等，并记载于公司章程。
  - 公司股东认缴的出资总额或者发起人认购的股本总额（即公司注册资本）应当在工商部门**登记**。
  - 公司应当将股东认缴出资额或者发起人认购股份、出资方式、出资期限、缴纳情况通过市场主体信用信息公示系统向社会**公示**。
- 放宽注册资本登记条件。律师概括为“四个取消”：
  - 取消注册资本最低限额：除法律、行政法规以及国务院决定对特定行业注册资本最低限额另有规定的，取

## 新「登録資本登記制度」の紹介と解説

国务院は 2014 年 2 月 7 日に「[登録資本登記制度改革方案](#)」を承認した。本方案は、登録資本登記制度、企業年度検査制度等の改革を通じて、市場主体の参入管理を一層緩和し、市場主体に対する管理方式を転換した。本文においては、筆者は関連法律法規及び実務経験に基き、本方案について簡潔に紹介し解説する。

2005 年に改正された「会社法」及びその付帯的な商事登記制度は、コスト高、政府の過度の干渉、企業情報の不透明さなどの弊害を徐々に露呈してきた。2012 年末以降、広東省の東莞、深セン、珠海、中国（上海）自由貿易試験区では相次いで工商登記制度改革の「テスト」が行われ、2013 年 12 月 28 日に改正された「会社法」は更に国家立法レベルで登録資本引受登記制度などの改革措置を確立した。

上記背景に基づき、2014 年 2 月 7 日、国务院は「[登録資本登記制度改革方案の公布に関する国务院の通知](#)」（国発〔2014〕7 号）を公布し、正式に全国範囲で登録資本登記制度改革方案（以下「本方案」という）を実施することを正式に承認し、更に詳細化し、各項の改革措置を明確にした。

以下の文では、筆者は本方案において企業が着目している改革措置について、簡潔に紹介し解説する。

### 1. 登録資本引受登記制の実施、登録資本登記条件の緩和

具体的には以下の内容が含まれる。

- 登録資本は払込登記制から引受登記制に変更される。筆者は「自由意志による引受+政府登記+社会公示」とまとめた。
  - 会社株主（発起人）はその引受出資額、出资方式、出資期限などを**自主的に取り決めた上**、会社定款に記載しなければならない。
  - 会社株主が引き受けた出資総額または発起人が引き受けた株式資本（即ち会社登録資本）は工商部門にて**登記**を行わなければならない。
  - 会社は、株主が引き受けた出資額または発起人が引き受けた株式、出资方式、出資期限、払込状況について市场主体信用情報公示システムを通じて社会へ**公示**しなければならない。
- 登録資本登記条件を緩和する。筆者はこれを「四つの廃止」としてまとめた。
  - 登録資本最低限度額を廃止した。法律、行政法規および国务院の決定で特定業種の登録資本最低限度額につ

消有限责任公司最低注册资本 3 万元、一人有限责任公司最低注册资本 10 万元、股份有限公司最低注册资本 500 万元的限制。

- 取消“公司设立时全体股东（发起人）的首次出资比例”的限制。
  - 取消“公司全体股东（发起人）的货币出资金额占注册资本的比例”的限制。
  - 取消“公司股东（发起人）缴足出资的期限”的限制。
- 公司实收资本不再作为工商登记事项。公司登记时，无需提交验资报告。
  - 现行法律、行政法规以及国务院决定明确规定实行注册资本实缴登记制的公司，暂按现行规定执行。

#### 【律师观点】

- 由于股东按照其认缴的出资额为限对公司债务承担责任，即其认缴的出资额越高，对公司债务需承担的责任也越大。因此，投资者不应当因为注册资本实缴登记制改为了认缴登记制，而任意认缴。
- 虽然取消了首次出资比例、缴足出资的期限等限制，但股东应当按照公司章程约定的出资期限按期履行出资义务，否则除需向公司足额缴纳出资外，还需要向已按期足额缴纳出资的其他股东承担违约责任。
- 并非所有企业都取消了注册资本最低限额，对于外商投资性公司（最低注册资本为 3000 万美元）、外资国际货代企业（实务中，最低注册资本为 500 万人民币）等，目前仍然有注册资本最低限额的要求。
- 现行法律、行政法规以及国务院决定明确规定实行注册资本实缴登记制的企业（包括银行业金融机构、证券公司、劳务派遣公司等），目前不实行注册资本认缴登记制。
- 随着注册资本认缴登记制的实行，公司的注册资本可能在较长时间内都不会全部缴足。因此，目前某些特殊资质、优惠待遇等对公司注册资本达到一定金额的要求，将在一定程度上失去实际的意义，可能将

て特段の規定がある場合を除き、有限责任公司の最低登録資本 3 万元、一人有限责任会社の最低登録資本 10 万元、株式会社の最低登録資本 500 万元の規制を廃止した。

- 「会社設立時における全株主（発起人）の初回出資割合」に関する規制を廃止した。
  - 「会社全株主（発起人）の貨幣出資金額が登録資本に占める割合」に関する規制を廃止した。
  - 「会社株主（発起人）の全額出資期限」に関する規制を廃止した。
- 会社の払込資本については、以後、工商登記事項としない。会社登記の際には、出資検証報告書の提出を必要としない。
  - 現行の法律、行政法规および国务院の決定により、登録資本払込登記制を実施すると明確に規定されている会社については、当面の間、現行規定に基づき執り行う。

#### 【筆者の観点】

- 株主は自己の引き受けた出資額を上限に会社の債務に対し責任を負うため、自己の引き受けた出資額が高いほど、会社の債務に対し負う責任も大きくなる。よって、出資者は登録資本払込登記制が引受登記制に変更されたからといって、恣意に引き受けるべきではない。
- 初回出資割合、全額出資期限などに関する規制が廃止されたとしても、株主は会社定款に定められた出資期限に基づいて出資義務を履行しなければならず、さもなければ、会社に対する満額出資を行わなければならない以外にも、既に期日どおりに満額出資を行ったその他の株主に対する違約責任を負わなければならない。
- 全ての企業が登録資本最低限度額を取り消されたわけではなく、外商投資性会社（最低登録資本は 3,000 万米ドル）、外資国際運送会社（实务における最低登録資本は 500 万人民币元）など、現在も依然として登録資本最低限度額に関する要求がある。
- 現行の法律、行政法规および国务院の決定により、登録資本払込登記制を実施すると明確に規定されている企業については（銀行業金融機関、証券会社、劳务派遣会社などを含み）、現時点では登録資本引受登記制を実施しない。
- 登録資本引受登記制の実施に伴い、会社の登録資本はやや長い期間において全額の払込が行われることはない。このため、一部の特別な資格、優遇待遇などで会社の登録資本に対し一定金額を満たす要求があるものにつ

相应修改。但在明确修改前，该等对注册资本的要求原则上仍然是有效的。

- 基于“公司实收资本不再作为工商登记事项”、“公司登记时无需提交验资报告”、《公司登记管理条例》等配套规定以及各地工商部门的办事流程、提交文件的要求等都已相应修改或正在修改中，建议予以关注。
- 当前中国社会，诚信缺失较为严重。注册资本由实缴制改为认缴制后，建议在初次交易前对交易对象进行资信调查，或者要求提供必要的担保等。

## 2. 将企业年度检验制度改为企业年报公示制度

具体内容包括：

- 企业应当按年度在规定的期限内，通过市场主体信用信息公示系统向工商部门报送年度报告，并向社会公示，任何单位和个人均可查询。
- 企业年报报告的主要内容应包括公司股东（发起人）缴纳出资情况、资产状况等，企业对年度报告的真实性、合法性负责，工商部门可以对企业年报公示内容进行抽查。

### 【律师观点】

- “年检”变“年报”并不意味着政府放松监管。一方面，企业需对其年度报告的真实性、合法性负责，如果被发现存在隐瞒真实情况、弄虚作假的情形，工商部门将对企业予以处罚，并将其法定代表人、负责人的信息通报公安等部门；另一方面，企业超过三年未履行年度报告公示义务的，将被列入“黑名单”。
- 虽然国家工商行政管理总局已经决定自2014年03月01日起停止企业年度检验工作，但尚未出台企业年报公示制度的具体实施、办事规程等，建议予以关注。除此之外，对于外商投资企业而言，原本由商务部门、工商部门、财政部门、税务部门、外汇部门、统计部门实施的联合年

检是，ある程度において実質的な意義を失うこととなり、相応に修正されるものと思われる。ただし、明確に修正されるまでは、これら登録資本に対する要求は原則として依然有効である。

- 「会社の払込資本は、以後、工商登記事項としないこと」、「会社登記の際には、出資検証報告書の提出を必要としないこと」により、「会社登記管理条例」などの関連規定および各地工商部門の事務手順、提出文書に関する要求などはいずれも改正済みまたは現在改正が進められているため、注意する必要がある。
- 現在の中国社会では、信義誠実の失われること甚だしい。登録資本が払込制から引受制に変更された後は、初回の取引を行う前に、取引相手について信用調査を行うか、あるいは必要な担保等の提供を求めることが望ましい。

## 2. 企業年度検査制度から企业年报公示制度への変更

具体的には以下の内容が含まれる。

- 企業は年度毎の所定の期間内に、市場主体信用信息公示システムを通じて工商部門に対し年度報告を申告した上、社会へ公示しなければならず、いずれの企業および個人も照会可能である。
- 企業年度報告の主な内容には、会社株主（発起人）の出資払込状況、資産状況などが含まれ、企業は年度報告の真实性、合法性について責任を負い、工商部門は企業年度報告の公示内容に対し抜取検査を行うことができる。

### 【筆者の観点】

- 「年度検査」から「年度報告」への変更は政府の監督管理の緩和を意味するものではない。一つには、企業は自己の年度報告の真实性、適法性について責任を負わなければならない、真実隠蔽の状況、虚偽を弄する状況が見つかった場合、工商部門は企業に対し処罰を科した上、その法定代表者、責任者に関する情報を公安などの部門へ通報する。もう一つには、企業が三年を超えて年度報告公示義務を履行しなかった場合、「ブラックリスト」に記載される。
- 国家工商行政管理総局は2014年3月1日からの企業年度検査作業の停止を決定しているが、企業年度報告公示制度の具体的な実施、実務規定などは未だ公布されていないため、注意が必要である。この他、外商投資企業について言えば、これまで商務部門、工商部門、財政部門、税務部門、外貨部

檢也將隨之發生變化，同樣需要予以關注。

門、統計部門が実施していた連合年度検査も随時変更があるため、同様に注意が必要である。

### 3. 簡化住所（經營場所）登記手續

具體內容包括：

- 申請人提交場所合法使用證明即可予以登記。
- 對市場主體住所（經營場所）的條件，省級政府可自行或者授權下級政府作出具體規定。

#### 【律師觀點】

- 隨着企業數量的增加，企業住所（經營場所）逐漸成為城市中較為稀缺的資源。而另一方面，很多小微企業、服務類企業、新辦企業等對住所（經營場所）的要求並不高。律師理解，基於上述考慮，該方案提出了上述簡化企業住所（經營場所）登記手續的措施。
- 簡化手續並不意味着政府放鬆監管。該方案在簡化住所（經營場所）登記手續的同時，要求加強對住所（經營場所）的管理：工商部門將依法處理登記住所（經營場所）與實際情況不符的問題；對於應當具備特定條件的住所（經營場所），或者利用非法建築、擅自改變房屋用途等從事經營活動的，由規劃等部門依法管理；涉及許可審批事項的，由負責許可審批的行政管理部门依法監管。
- 由於各地經濟發展情況、城市建設管理等各不相同，因此該方案規定由各地政府對住所（經營場所）的條件作出具體的規定。建議對地方政府的該等規定予以關注。

### 4. 其他

具體內容包括：

- 推行電子營業執照和全程電子化登記管理。
- 構建市場主體信用信息公示系統。企業按照規定報送、公示年度報告和獲得資質資格的許可信息。
- 完善信用約束機制。

### 3. 住所（經營場所）登記手續的簡化

具體的には以下の内容が含まれる。

- 申請者が場所の適法使用証明を提出すれば、直ちに登記を行うことができる。
- 市場主體住所（經營場所）の條件については、省級政府は自らまたは下級政府へ授權して具體的な規定を設けることができる。

#### 【筆者の觀點】

- 企業數の増加に伴い、企業住所（經營場所）は徐々に都市において不足する資源となっている。また、もう一方では、多くの小規模零細企業、サービス類企業、新規設立企業などの住所（經營場所）に対する要求は決して高くない。上記考えに基づき、本方案は前述の企業住所（經營場所）登記手續簡化の措置を提起したと筆者は考える。
- 手續の簡化は、政府の監督管理の緩和を意味するものではない。本方案は住所（經營場所）登記手續の簡化を行うと同時に、住所（經營場所）の管理強化を求めている。工商部門は法に従って登記住所（經營場所）と實際の状況が一致しない問題を処理する。特定条件を具備しなければならない住所（經營場所）について、または違法建築の利用、建物用途の無断変更などを伴う経営活動への従事については、計画などの部門が法に従って管理する。許可審査事項にかかわる場合は、許可審査に責任を負う行政管理部门が法に従って監督管理を行う。
- 各地の經濟發展狀況、都市建設管理などがそれぞれ異なるため、本方案では各地方政府が住所（經營場所）に関する条件について具體的な規定を設けると定めている。よって、地方政府のこれらの規定に対し注意する必要がある。

### 4. その他

具體的には以下の内容が含まれる。

- 電子營業許可証および全過程電子化登記管理を推進する。
- 市場主體信用情報公示システムを構築する。企業は規定に照らして年度報告および取得した認証条件・資格の許可情報を申告、公示する。
- 信用制約体制を整備する。

- 等等。

【**律师观点**】

- 电子化登记管理、市场主体信用信息公示系统和信用约束机制等制度的实施，适应了社会公众对信息公开和信息共享的期望，可以通过公众监督、信用约束等方式加强对企业的监管。
- 信用约束机制对违规企业和个人实施严格的信用约束措施，包括：对被载入经营异常名录或“黑名单”的企业及其责任人，将实施联动响应机制，由各部门共同采取信用约束措施；将建立健全境外追偿保障机制，对有违规行为的境外投资者及其实际控制人采取严格审查或限制对华投资的措施。
- 全国企业信用信息公示系统已于 2014 年 03 月 01 日上线运行，该系统公示的企业信息包括基本信息、投资人信息、主要人员信息、分支机构信息、行政处罚信息等。企业也可通过该系统，查询交易对象等的登记信息、信用状况。

该方案是对注册资本登记制度等事项进行改革的总体方案，相关改革措施的具体实施，有赖于配套法规、办事规程等的制定、修改。对该等法规、办事规程等，以及该方案的实施情况，建议企业对此进行关注，律师也将持续予以关注。

（里兆律师事务所 2014 年 04 月 04 日编写）

- その他。

【**筆者の観点**】

- 登記管理の電子化、市場主体信用情報公示システムおよび信用制約体制などの制度の実施は、社会大衆の情報公開および情報共有の期待に応えるものであり、大衆による監督、信用制約などの方法を通じて企業に対する監督管理を強化することができる。
- 信用制約体制が規則違反のあった企業および個人に対し厳格に講じる信用制約措置には、経営異常名簿または「ブラックリスト」に記載された企業およびその責任者に対し連動呼応システムを実施して各部門が共同で行う信用制約措置、完全な国外求償保障体制を構築して規則違反行為のあった国外投資者およびその実際の支配者に対し对中国投資の厳格な審査または制限を行う措置が含まれる。
- 全国企業信用情報公示システムは既に 2014 年 3 月 1 日から投入運営されており、当該システムが公示する企業情報には、基本情報、投資者情報、主要人員情報、分支機構情報、行政処罰情報などが含まれる。企業も当該システムを通じて、取引相手などの登記情報、信用状況を照会することができる。

本方案は登録資本登記制度などの事項について改革を進めた全体方案であり、関連改革措置の具体的な実施は、関連法規、実務規定などの制定、改正に依る。これらの法規、実務規定など、および本方案の実施状況については、企業は注意する必要があり、筆者も引き続き注目していく。

（里兆法律事務所が 2014 年 4 月 4 日付で作成）